



# Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会(大阪) 第6回 知的財産権違反と刑事手続

～知的財産権違反の一般予防効果を高める一つの戦略として刑事手続の利用を考える～

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 古庄 俊哉 / 弁護士 澤 祥雅

近時、外国で製造された模倣品が日本国内の市場で出回るなど、著作権・商標権をはじめとする知的財産権の悪質な侵害行為の事案が多々見受けられます。このような侵害行為について企業としてどのように立ち向かうべきでしょうか。もちろん、民事上の差止請求や損害賠償が有効な手段の一つといえますが、例えば、侵害者の資力や民事訴訟において得られた判決の強制執行等を考えた場合、損害賠償金の回収可能性や費用対効果の観点から、二の足を踏むことがあるのではないのでしょうか。そこで、本セミナーでは、こうした侵害行為に対する戦略の一つとして、刑事手続の利用をご紹介します。具体的な事例を踏まえつつ、その具体的な手続きの流れや刑事手続を利用するメリット等についてご説明いたします。

日 時：2017年11月6日(月) 17:00～18:30  
会 場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室  
〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18  
中之島フェスティバルタワー27階  
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php>

定 員：40名

参 加 費：無料

ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺

お申し込みはこちら：<http://www.westlawjapan.com/event/study/171106s.html>

お問い合わせ先：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com)

※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。

## プログラム

17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

\*開催場所の都合により懇親会はございません。



※今回の勉強会は、企業の法務部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

## 講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 古庄 俊哉(ふるしょう としや)

2004年京都大学法学部卒業、2006年弁護士登録。2011年The University of Washington, Center for Advanced Study & on Research Intellectual Property 主催 Patent and Intellectual Property Law and Practice Summer Institute修了、2012年The University of Washington School of Law卒業(IP LLM)、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2015年弁理士登録。主な取扱分野は、知的財産権、企業法務全般。

弁護士 澤 祥雅(さわ よしまさ)

2011年京都大学法科大学院卒業、2012年弁護士登録。

主として、知財取引、知財争訟業務、M&A・企業再編等の業務に従事。刑事事件にも積極的に取り組んでおり、知的財産権法違反に係る告訴・告発事件を担当した経験をもつ。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com) 0120-100-482 (月～金 9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI258\_201710\_FD